

令和 7 年度

社会福祉法人東京かたばみ会
事 業 計 画

社会福祉法人東京かたばみ会

目 次

I	法人本部	1
第 1	経営理念及び経営方針	1
第 2	社会福祉事業を取り巻く社会の状況	2
第 3	重点事項	3
II	調布八雲苑	6
第 1	基本方針	6
第 2	経営目標	7
第 3	重点事項	7
1	管理課	7
2	福祉課	8
3	高齢者在宅サービスセンター	9
III	神代の杜	1 1
第 1	基本方針	1 1
第 2	経営目標	1 1
第 3	重点事項	1 1
IV	調布市ちょうふの里	1 4
第 1	基本方針	1 5
第 2	経営目標	1 5
第 3	重点事項	1 5
1	管理課	1 5
2	福祉課	1 5
3	高齢者在宅サービスセンター	1 6
4	地域支援課	1 8
V	こども統括室	2 0
第 1	基本方針	2 0
第 2	重点事項	2 0
VI	上布田保育園	2 2
第 1	基本方針	2 2
第 2	経営目標	2 2
第 3	重点事項	2 2
VII	調布なないろ保育園	2 5
第 1	基本方針	2 5
第 2	経営目標	2 5
第 3	重点事項	2 6
VIII	放課後児童部門	2 9
第 1	基本方針	2 9
第 2	経営目標	3 0
第 3	重点事項	3 0
1	学童クラブ	3 0
2	児童館	3 3
3	放課後子供教室事業「あそびバ」	3 4

I 法人本部

第1 経営理念及び経営方針

本法人の経営理念及び経営方針は次のとおりである。令和7年度においても、法人の経営理念及び経営方針に基づき事業を展開する。

社会福祉法人東京かたばみ会経営理念

私たち社会福祉法人東京かたばみ会は、介護・支援・保育・育成を必要とする地域住民に対して、一人ひとりが安心でき、価値あるものと受けとめられるサービスを提供することにより、法人の各施設が「選ばれる施設」になることを目指します。

そのために、人間愛をベースとし、職員の専門的知識・技術の更なる向上を図り、質の高いサービスを提供します。

また、老人福祉施設と児童福祉施設という世代間交流のできる環境を活用します。

更に、これまでの地域の信頼と共感を大切にします。

社会福祉法人東京かたばみ会経営方針

1 地域への貢献

地域社会の一員としての自覚を持ち、保健・医療など関連機関との連携を強化し、地域福祉の貢献に努める。

2 自立支援・健全育成

利用者一人ひとりのニーズと意志を尊重し、自立の支援と生活の質の向上に努める。また、乳幼児及び児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める。

3 人材育成・専門性の向上

新たな視点で「観て、考えて、行動」する幅広い視野を持った自立的な職員の育成を図るため、専門性の向上に努める。

4 経営の透明化

情報公開を積極的に行い、法人に対する信頼と理解を得られるよう努める。

5 経営の安定

質の高い総合的なサービスを継続して提供していくために、経営の安定化を図る。

第2 社会福祉事業を取り巻く社会の状況

1 新年度予算に見る社会保障関係費の動向

政府は令和6年12月27日、令和7年度予算案を閣議決定した。一般会計総額は115兆5,415億円で、当初予算としては3年連続で110兆円を超え、過去最高となった。

このうち、厚生労働省の一般会計は前年度比1.4%（4,715億円）増の34兆2,904億円で、社会保障関係費の内訳は、医療が0.8%（1,010億円）増の12兆4,542億円、介護が0.2%（87億円）増の3兆7,374億円となっている。

伸び幅では「年金」が2.2%増、障害福祉と生活保護を含む「福祉等」が1.6%増となっており、「医療」（0.8%増）や「介護」（0.2%増）を上回っている。

今回の予算案における重点事項は、「全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築」、「持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍推進」、「一人ひとりが生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現」の3点で、医療・介護におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）、地域医療・介護の基盤強化の推進等や、認知症施策の推進等、最低賃金・賃金引き上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援、人材確保の支援の推進などが盛り込まれている。

こども家庭庁は、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策強化の本格実施に向け、一般会計に4兆2,367億円、子ども子育て支援特別会計に3兆903億円を計上し、全体で7兆3,270億円とした。厚生労働省が予算計上していた育児休業等給付関係の移管に伴う増加分を除いた実質ベースで前年度比1兆1,063億円増となっている。

2 次期介護保険制度改正に向けた国の動向

厚生労働省は令和6年12月23日、「第116回社会保障審議会介護保険部会」を開き、第10期介護保険事業計画（令和9～11年度）策定に向けた制度改正の議論を開始した。

議論にあたり厚生労働省は、①地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備、医療と介護の連携、経営基盤の強化）、②認知症施策の推進・地域共生社会の実現（相談支援、住まい支援）、③介護予防・健康づくりの推進、④保険者機能の強化（地域づくり・マネジメント機能の強化）、⑤持続可能な制度の構築、介護人材確保・職場環境改善（介護現場におけるテクノロジー活用と生産性向上）の5つのテーマを提示し、委員の賛同を得た。

また、厚生労働省は、地域の実情に応じたサービス提供や支援体制のあり方を

構築する必要があるとして、新たに「2040年に向けたサービス提供体制等あり方検討会（仮称）」を設置することを提案した。この検討会には介護現場で働く職員もメンバーに参画し、令和7年春頃に中間のまとめを行う予定となっている。

3 保育施策の新たな方向性 ―保育「量」から「質」へ―

子ども家庭庁は令和6年12月20日、令和7年度から令和10年度末を見据えた新たな方向性を発表した。待機児童の大幅な減少や少子化を踏まえ、待機児童対策を中心とした保育の「量」拡大から、地域のニーズに応じた「質」の高い保育の確保・充実へと政策の軸を大きく転換する。

同庁が示した今後の保育の方向性では、①地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実、②すべての子供の育ちと子育て家庭を支援する取り組みの推進、③保育人材の確保、テクノロジー活用による業務改善の3つの柱を軸に保育の質向上を図るとしている。

第3 重点事項

1 中期経営計画最終年度の取組

令和7年度は、現行中期経営計画の最終年度にあたる重要な年である。各施設において経営戦略の実現に向けた取り組みを進めてきた中で、法人全体として目標達成に向けた更なる取り組みの強化が求められる。

これまで同様に理事会や経営会議を通じて情報共有を行い、計画策定時から継続しているコンサルタント業者の支援を活用しながら、法人本部として進行状況の管理を徹底する。また、現在のコンサルティング支援に加え、法人全体の経営基盤をさらに強化するため、財務や経営戦略を数値的な視点から分析・提案できる外部専門機関の活用も検討する。

特に、現在経営状況が悪化している調布八雲苑については、法人本部が主導して建て直しに取り組み重点的に進行管理を実施するとともに、施設運営体制等の見直しを行い、再建を目指す。また、他の施設においても、進行が計画通りに進んでいない場合には適宜支援を行い、必要に応じて計画の見直しや修正を実施する。

なお、令和8年度以降の新たな中期経営計画については、策定を行わない方向で進めることとし、これにより、柔軟かつ迅速に法人の経営環境に対応できる体制の構築を進めることを目指す。

令和7年度においては、これまでの成果を確実に活かしつつ、計画の総仕上げとなる取り組みを法人全体で推進する。

2 経営の安定に向けた取組

持続可能な経営基盤を確立し、質の高いサービス提供を実現するため、以下の

4点について具体的な取り組みを進める。

(1) 人材確保・育成・職員定着の推進

経営基盤の要である人材の確保・育成及び離職防止に取り組む。採用活動の効果を高めるため、法人の魅力や特徴が伝わるようにホームページの見直しを行い、特に、福祉分野でのキャリアを目指す人材に向けた情報発信を強化し、より多くの人材が法人に関心を持てる仕組みを整える。さらに、職員が安心して働ける環境づくりを推進するため、職場内の対話を促進し、風通しのよい組織文化を醸成するとともに、働きやすい制度の整備や職場環境の改善を進める。

(2) 組織機能の強化と拠点間連携の促進

法人全体の組織力を高めるため、法人本部と各拠点間の連携を強化し、人事交流を促進することで連携を深化させるとともに、法人本部の役割を明確化し、意思決定プロセスの見直しと改善に取り組む。

(3) 安定した財務基盤の構築

経営の安定を図るため、財務基盤の強化に取り組む。調布八雲苑への経営サポートを拡充し、施設経営の安定化を支援するとともに、法人全体の経営管理費の増額に向け、資金調達方法の見直しを行い、効率的な資金調達体制を整える。

(4) 業務効率化と ICT 化の推進

業務の効率化と生産性向上を図るため、ICT の活用を積極的に推進する。令和6年11月に導入した全施設共通の出退勤システムをさらに活用し、休暇や残業の電子申請を標準化し、紙ベース申請からの完全移行を目指す。また、出退勤システムと連動する給与システムについて令和7年度中に導入することを目標とし、プロジェクトチームでの検討を継続する。その他の業務についても ICT 化を推進し、情報の一元管理、重複業務の削減、意思決定の迅速化につなげ、法人内業務の統一化と効率化を実現する。

3 児童部門の事業拡大に向けた取組

本法人が、経営理念及び経営方針に基づく事業運営を継続し、社会福祉法人としての役割を果たしていくためには、内部努力を続けていくことはもちろんのこと、調布市における高齢者福祉施策や子ども・子育て支援施策の動向を注視し、法人としての意見具申もしながら連携を密にし、市との協力体制の維持・強化に努めることが重要である。

とりわけ、保育園や児童館については、調布市から民間活力の活用方針が示され、公私連携型保育所への移行や児童館（併設学童クラブを含む）の民間委託が順次進められている。

本法人においても、調布市からの依頼を受け、令和7年度から調布市立東部児

童館学童クラブの受託運営を開始するとともに、令和８年度からは調布市立宮の下保育園を公私連携型保育所へ移行し、本法人が新たな保育園を設置、運営することが決まっている。

本法人では、児童部門（保育園、学童クラブ・児童館・放課後子供教室事業）の事業拡大に対応するため、令和６年４月に「こども統括室」を新設し、新園の開設準備担当を配置するなど、組織・人員体制を強化した。

令和７年度は、新園の建設開始、新園開設準備の本格化を重点課題とし、こども統括室を中心に、市と連携・協力しながら、円滑な事業運営と施設開設に向けた準備を進める。

Ⅱ 調布八雲苑

第1 基本方針

開設から38年となる調布八雲苑は、今日に至るまで地域の高齢者福祉に貢献してきた。しかし、従来型特養が置かれている現在の状況は、福祉サービスの多様化に伴い、現代のニーズに対応した運営体制への見直しが求められる。

また、近年の少子高齢化や人材不足、物価上昇などの課題を受け、経営状況が厳しさを増している現状となっている。

特に、調布八雲苑においては、赤字が続いている状況であることから、令和7年度は「赤字解消」を最優先課題とし、経営改善を図る取り組みを実施していく。

高齢者福祉に関わる2025年問題は、団塊の世代が後期高齢者となり、より一層、介護需要の急増から介護人材が不足し、サービス提供能力の低下や施設利用制限が懸念されている。

このような環境から、前年度に引き続き「利用者を尊重し、職員を大切にする施設」を基本的な方針とする。

利用者サービスに関しては、一人ひとりのライフストーリーを重視し個別性の高いケアを提供していく。

職員に関しては、働き方改革によるワークライフバランスの実現を推進するとともにICTを活用した業務効率化を図り、職員の負担を軽減していく。

独立行政法人福祉医療機構が令和6年9月に実施した「社会福祉法人経営動向調査」では、特別養護老人ホームにおける2024年度上半期の収支実績見込みは、「サービス活動増減差額」が前年度同期と比較し減少した法人が2割超と示された。この背景には、令和6年度の介護報酬改定で基本報酬が引き上げられたものの、物価高の影響が反映し水道光熱費や食事調理に関わる費用などのコスト負担が増大していると分析している。

このような厳しい状況に対応するために様々な経営改善策に取り組んできたが、現在の収支状況から顧みると奏功しているとは言い難い。

令和6年度は、積極的に新規入所の受け入れを行い、令和7年1月時点で24人が新規入所したが、新型コロナウイルスによる集団感染で多くの利用者が退所した。調布八雲苑においては、新型コロナウイルスの集団感染の発生は初めてのことであり、感染防止対策を講じたものの、結果として感染拡大したことで多床室における感染症対策の難しさを痛感した。今後もこのことを教訓として感染対策を実践していく。

なお、令和6年11月から食事調理業務を株式会社ベネミールに業務委託した。委託後の食事については、利用者から概ね好評を得ていることから、今後も協調体制を維持して安心で安全な食事を提供していく。

施設設備の老朽化対策として、令和５年度の大規模改修・修繕工事で施工できなかった箇所の優先順位を協議し決定する。ただし、不要不急の設備投資を抑制し経営の健全性を高めることを第一義とする。

最後に、令和７年度は、赤字解消と経営改善を実現するための重要な一年となる。職員一丸となり、地域住民や関係機関から信頼される施設運営を目指すとともに、これからも地域福祉の一翼を担う存在として、安定したサービスの提供に努めていく。

第２ 経営目標

令和７年度の経営目標を次のとおり掲げ、目標利用率を達成し経営の安定化を図る。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 利用率 ９５％ |
| (2) 通所介護事業（通常規模型） | 利用率 ８５％ |
| (3) 通所介護事業（認知症対応型） | 利用率 ８２％ |
| (4) 居宅介護支援事業（介護予防プランを含む。） | ケアプラン作成数 １３０件／月 |

第３ 重点事項

１ 管理課

(1) 中期経営計画及び経営改善計画に基づく経営改善の取組

令和６年度は、令和２年度に策定した中期経営計画の４年目であったが、令和６年９月に発生した特別養護老人ホームでの新型コロナウイルス感染症のクラスターをきっかけに、利用者の入院及び退所者が非常に多くなった。その結果、利用率が大幅に低下し、その後も利用率向上が伸び悩んだことから、収支状況の改善を行うことはできなかった。中期経営計画５年目となる令和７年度については、課題となっている特養利用率の向上、人件費率の適正化やコスト削減に施設全体で注力し、空床情報など他事業への積極的な情報発信を行い、新規利用者の獲得を目指すなど、中期経営計画に掲げる経営戦略の実現に向けて、職員と現状を共有し、意識醸成を図りながら継続的に取り組んでいく。また、中期経営計画と並行し、施設内で経営改善計画（アクションプラン）を策定し、令和７年度末を期限として職員一丸となった取り組みを実施する。

居宅介護支援事業所では、令和６年度から計画していた人員体制が整ったことから、担当エリア及びプラン作成数の拡大し、地域のニーズや利用者のニーズに沿った支援を行いつつ、組織体制の拡充を進めていく。

経営理念に掲げている「選ばれる施設」になるよう、利用者サービスを更に向上し、職員間の情報共有や職員研修の充実を図りながら、ニーズに応じた介護体制を整備していく。

(2) 人材の確保と育成

ここ数年、介護職の養成校が閉校するなど、介護人材確保の厳しさは変わらず続いている。令和4年度からはリファラル採用制度の運用を始めるとともにジョブリターン制度の導入や採用媒体の拡大、また、採用方法の多様化を図るなど、これからも求職者の動向を踏まえた求人方法や掲載媒体を工夫してより効果的な採用活動を進めていく。

特に新卒職員の確保については、介護福祉士養成課程を有する高等学校や専門学校等へ訪問を行い、研修生や実習生の受入れを進めるとともに、介護体験等の共有を深めつつ雇用機会の拡大に積極的に取り組んでいく。

また、多様な人材の採用として、EPAや技能実習制度、特定技能制度を活用した外国人介護職員人材の受け入れなどについて、情報収集を行っていく。

職員の資質と技術の向上を図るため、職員研修計画に基づく施設内研修を定期的実施する。それ以外にも職員のキャリア形成に合わせた東京都社会福祉協議会主催の研修や民間研修機関によるオンラインや実践型の基礎的及び専門的な研修等に積極的に参加できる体制を構築していく。

(3) 給食内容の充実

令和6年11月から食事調理業務を委託化したことにより、安心して安全な栄養バランスの取れた食事提供が安定的にできるようになり、特別養護老人ホームやデイサービスを問わず、利用者から好評を得ている。利用者それぞれの体調や栄養状態に配慮し介護に関連する多職種間での情報共有と連携に基づき、多様な食事形態の提供等きめ細かな対応を行っている。献立についても委託業者との連携を密に取り、利用者が食事を楽しめ、季節を感じられるよう食事の提供をしているところである。

令和7年度についても委託業者との連携をさらに強化し、利用者ニーズに沿った質の高い食事の提供、衛生管理の徹底に取り組んでいく。

(4) 神代の杜との連携

調布八雲苑のサテライト施設である神代の杜は、令和7年度で開設から13年を迎える。BCPにおける相互支援、研修の合同開催などをはじめ、神代の杜と様々な連携を図り、職員の人的交流や運営面でのノウハウの共有、施設管理や運営上の課題解決に向けた情報共有を行うなど、両施設間の連携強化に努めていく。

2 福祉課

(1) 新規利用者の迅速な導入と空床期間の削減

令和6年度までは従来型多床室の特徴を踏まえ、重介護度傾向の方を優先的に受け入れていたが、特養申込者数は年々減少傾向にある。

このことから、令和7年度は介護度3の方の受け入れも積極的に行い、新規入所の獲得を第一義として空床期間の縮減に努める。

また、入院者等の状況把握を行うとともに、退所調整も適切に行う。

なお、市内外の関連機関への空床情報の提供を積極的に行い、新規入所希望者への案内に努めるとともに、従来型多床室特養を希望する申込者の確保を図っていく。

(2) ケアの質の維持と多職種連携の推進

令和7年度においても、利用者一人ひとりに寄り添った適切なケアの提供の推進を目標とし、多職種協働でアセスメントやカンファレンスを定期的を実施することにより、全職員で一貫性のあるケアに取り組んでいく。

また、介護介入が増加傾向にある状況においても、その質を維持し向上させ、より安全でかつ安心な生活を提供できるよう、新たな介護機器の取り入れやケア用品の見直しを行い、効率化を推進しつつ新たな業務体制を構築する。

(3) 家族との信頼関係の強化と連携

新型コロナウイルス感染症の5類変更後、感染対策の徹底を図りつつ、面会機会を拡充してきたところである。

また、近年、キーパーソンの居住地の遠距離化や高齢化、単身化など利用者の家族状況にも変化が見られてきている。キーパーソンの状況確認とともに、面会機会の確保とケアプランの意向確認など丁寧かつ十分な説明による同意（インフォームドコンセント）に努める。

3 高齢者在宅サービスセンター

(1) デイサービス

ア 全身運動で効果的な体力向上

エルダーシステムでの転倒予防体操と職員によるオリジナル体操は、全身を使った運動が可能であるため、より効果的な体力向上が期待できる。

また、楽しんで体操ができることで利用者の意欲が高まり、継続的な参加に繋がるため、無理なく体操を続けることができる。

このことから、継続的な参加を促進するとともに健康維持へと繋げていく。

イ 趣味活動の充実した居場所づくり

さまざまな趣味活動を豊富に取り揃え、利用者が自分の興味に合わせて楽しめる環境を提供することで、日常生活の中で充実感を感じながら過ごせるよう援助する。

このことを通じて、社会的交流や創造的な活動を推進し、心身の健康を育み生活の質を向上させるとともに、利用者一人ひとりに寄り添ったサービスを提供する。

ウ 利用率の維持及び向上

イベント・行事を増やし、臨時利用を行うことで利用率向上へと繋げる。

新規利用の受け入れについては、体験から契約まで迅速に対応することで、利用者がスムーズにサービスを開始できるようにサポートし、利用率向上へと繋げていく。

エ 認知症対策推進基本計画に基づいた取組

認知症を「病気」としてではなくその人の一つのライフステージとして捉え、できることを見つけてサポートする視点で支援を行う。

また、季節感のあるアート活動・音楽会など幅広い活動を用意し、「できた」という達成感を通じて、自己肯定感や自信を引き出す。さらに、利用者が「できること」を一緒に見つけ、それを大切にしながら、笑顔と自信を育めるよう支援する。

なお、家族（介護者）支援においても、引き続き祝日運営を行い、家族（介護者）の抱えるさまざまな不安や疑問を解消できるよう、いつでも電話等相談を受けられるよう伝え、家族（介護者）の方々が孤立しないよう、精神的なサポートを行う。

(2) 居宅介護支援事業

ア 地域に密着した介護支援サービスを提供

地域包括ケアシステムの理念を基に、医療、介護、福祉の連携を深め、利用者が地域で安心して暮らせるよう、利用者の自立支援と生活の質の向上を目指し、生活を支える。

また、働きやすい職場環境として、職員同士の円滑なコミュニケーションを促進するとともに、休暇制度の整備によって、スタッフがリフレッシュし、健康的に働ける環境を提供する。

イ 提供範囲を広げた取組

地域における支援の提供範囲を拡大し、利用者に対するケアマネジメントの質と規模を向上のための取り組みを実践する。

また、提供範囲を拡大することで医療機関や福祉施設、包括支援センターとの連携の強化とネットワークを構築し、より多くの人々に必要な支援を提供していく。

Ⅲ 神代の杜

第1 基本方針

本施設は、地域密着型介護老人福祉施設であり、かつ調布八雲苑を母体とするサテライト施設である。これを踏まえ、調布市及び調布八雲苑と密接に連携し、情報を共有することで、円滑な施設運営を図る。

また、「開かれた施設運営」の実現を掲げ、本年度も引き続き、地区協議会（北ノ台まちづくりネットワーク）、地元自治会、地区の民生児童委員協議会、近隣の小学校・保育所などの関係機関と重点的に連携し、地域社会に開かれた存在となることを目指す。

さらに、入居者とその家族との交流機会を大切にするため、特に感染症対策を徹底し、安全かつ安心できる環境づくりを進めることで、家族と共に支え合う施設を築いていく。

なお、入居者のケアについては、ユニットケアの特性を活かし、「居住環境」及び「生活支援」の質を高めるとともに、人材確保や医療連携の強化、多職種連携によるケアの実践を推進することで、入居者の良質な施設生活の実現を目指す。

第2 経営目標

利用率については、以下のとおりとする。

中期経営計画に基づく取り組みを推進するため、利用率の向上を目指し設定した。

(1) 介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）	利用率 95%
(2) 短期入所生活介護事業（ショートステイ）	利用率 80%

第3 重点事項

1 効果的な運営の再構築

ユニットケアにおける介護職員の原則的な配置を基本としつつ、これまで神代の杜で取り組んできた3ユニットの特性を活かした業務体制の構築及び職員間の情報共有の効率化を推進する。これにより、職員が有する介護力を安心して発揮できる環境と、働きやすい運営体制の再構築を図る。

また、入居者のプライバシーの尊重を第一にしつつ、居室内の快適性と安全性を向上させることで、事故防止及び再発防止の強化に努め、安心できる施設サービスの提供に努める。

2 根拠のあるケアの実践によるユニットケアの推進

入居者の「生活の目標」を職員全員で共有し、目標達成に向けたケアプランの実践に取り組むことで、入居者が安心して暮らせる介護サービスを提供する。

また、入居者一人ひとりのニーズや生活リズムに寄り添うケアを実現するため、健康状態や嗜好に合わせた柔軟な対応を行うとともに、生活の活性化を目的とした季節行事や地域交流活動、各ユニットの特色を取り入れたイベントを実施し、個々の生活の質の向上に繋げる。

さらに、サービス担当者会議を定期的開催するとともに、イベントなどを通じて家族との交流機会を積極的に設け、施設サービスの信頼を深めていく。

3 経営の安定化及び施設整備の計画的な実施

中期経営計画5か年目となる「拠点の戦略」の取り組みを推進する。

また、利用率の維持が経営に大きな影響を及ぼすことから、入居者が体調不良となった際にも円滑かつ適切な医療を提供できるよう、医療機関との連携及び協力体制の強化を図る。

さらに、物価や人材確保に伴う費用の著しい高騰が懸念されている現状を踏まえ、事業運営への影響を注視しつつ、経営の安定化を図るため、入居候補者の調整及び入居者の判定を定期的に行い、特養利用率の目標達成に努める。

なお、施設整備についても、神代の杜が開設から13年目を迎えることから、家庭用電器設備などが経年劣化の時期に差し掛かっていることを考慮し、施設内環境整備計画を策定のうえ、段階的に交換を進める。

4 地域密着型施設としての地域貢献及び地域との連携

令和6年度は、感染症防止対策を講じながら、地域団体に対して地域交流スペースを開放した。令和7年には近隣の地域福祉センターの改修工事が予定しており、地域交流スペースの使用依頼が増加している。

このため、地域コミュニティの一翼を担うことを目指し、地域貢献の一環として関係機関への協力を積極的に取り組む。

また、地域連携については、災害時等の対応を重視し、自治会や地区協議会との協力体制を強化する。併せて、神代の杜が福祉避難所として果たす役割の理解促進に努めるとともに、調布市地域防災計画等との連動性を考慮した業務継続計画の見直しを行い、小規模施設特有の課題を発信し、地域との連携及び情報共有を深めていく。

5 調布市在宅要介護者の受入事業の取組

令和5年度から調布市との協働により実施している当該事業について、令和

7年度も継続して実施していく。

本事業は在宅で高齢者を介護するものが新型コロナウイルス感染症等に感染するなど高齢者を介護することができなくなった際に、介護が必要な高齢者に対し、緊急一時的に利用できる介護施設へ入所させることを目的としている。

このことから、本年度においても、調布市が受け入れを決定した地域の要介護高齢者に対し、神代の杜に緊急的に短期入所（介護保険サービス外）することで、安心な生活が確保できるよう柔軟かつ的確な対応を図っていく。

IV 調布市ちょうふの里

第1 基本方針

1 人材の確保・育成

団塊の世代が全て、高齢期を迎えた令和7年は、高齢化社会の進展や福祉ニーズの増加に伴い、介護職等の役割がますます重要になる。

一方で、介護職の人材不足は危機的な状況で、ちょうふの里においても、欠員の状況が長く続いている。

令和7年度において最重要課題として捉え、精力的な求人活動を多種多様な方法で実施していく。

具体的には、法人のホームページ、ハローワーク、有料の求人サイト、調布市報や調布市のホームページなど様々な媒体で適宜、求人を掲載するとともに、福祉系専門学校やハローワークが主催する就職説明会に参加するなど積極的に取り組んでいく。さらには、ソーシャルネットワークサービスの活用など新たな求人の方法活用も模索していく。

施設見学については、能動的に呼びかけをするなど広く施設を知る機会を増やし、丁寧な対応を進めていく。

また、職員が安心して働ける職場環境づくりを進め、課内研修や外部研修を活用し、人材育成についての資質の向上を目指していく。

2 利用者サービスの向上と高齢者福祉の推進

本年は、「団塊の世代」全員が75歳以上になる2025年問題を迎える超高齢化社会に突入した。そのため、必要なサービスを切れ目なく提供できるよう地域の実情に応じた柔軟な取組を検討する。利用者と家族が安全・安心に過ごせる居住場所の提供を目指していく。

ちょうふの里では、利用者一人ひとりの人権を尊重し、尊厳ある暮らしが送れるよう日常生活の支援をしている。日常生活の支援については、全ての事業において、利用者やその家族の希望を踏まえたケアプラン（介護・機能訓練・栄養・口腔・健康）を基本としサービスを提供するとともに、利用者、家族及び関係者とより一層強い信頼関係を築くために、適時・適切な情報提供及び共有を実践していく。

また、事故防止及び感染症予防への対策に万全を期するために、毎月の訓練を行うことや万一の災害発生時に備えた備蓄品の確認及び補充を進め、安心して利用できる環境を整備する。

高齢者福祉の推進にあたっては、公施設としての役割を認識し、地域福祉や災害避難所の拠点として福祉・介護サービス等の質的向上を図る。

また、コロナ禍で希薄になった地域住民等との関わりをより一層推進し、地域住民との良好な関係を築くことにより「笑顔があふれ安らぎが感じられる施設」

になることを目指していく。

来年、ちょうふの里開設30周年を迎えるにあたり、施設の整備と人材確保に向けて取り組んでいく。

第2 経営目標

各事業の利用実績や内部努力により現実的に達成可能な目標値とした。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	利用率	96.0%
(2) 短期入所生活介護事業（単独型ショートステイ）	利用率	92.0%
(3) 通所介護事業	利用率	80.0%
(4) 通所介護事業（認知症対応型）	利用率	75.0%
(5) 居宅介護支援事業	ケアプラン作成数	160件／月
	予防プラン作成数	20件／月
(6) 訪問介護事業	サービス提供時間数	430時間／月
	障害サービス提供時間数	20時間／月

第3 重点事項

1 管理課

(1) 中期経営計画に基づく取組の推進

中期経営計画の最終年にあたる令和7年度においては、各課の目標を大幅に刷新し、利用率の向上を目指しつつ、公設施設としての役割を認識していく。

また、それぞれの事業所間で連携・協力し、さらには、調布八雲苑、神代の杜、ちょうふの里の高齢三施設との情報の共有を行いながら、「選ばれる施設」の実現に向けて着実に取り組みを進めていく。

(2) 経費の削減

物価や燃料費等の高騰が続いており、施設運営に大きな影響を受けている。職員から提案された印刷経費削減のアイデアをもとに令和6年度から実施した「ペーパーレス化」をさらに推進し記録等のIT化へ進めると共に、電力削減に向けてLED照明への改修や太陽光発電の導入を進めてく。

また、令和7年度は調布市からの委託費が令和6年度予算と比較して削減されたことにより、事業運営は、厳しいものになると予想される。予算執行については、各課と連携を図りながら、より細かい進行管理をしていく。

2 福祉課

(1) 利用者の尊厳の尊重

ア 利用者個々の思いに寄り添い、「今できること」を大切にしながら日々の関わりの中、心身機能の維持向上につながるようケアプラン作成に努めていく。

また、一人ひとりの個別性を理解し、その方に応じたケアを多職種間で連

携し実践する。

- イ 法人の「職員コンプライアンスマニュアル」をもとに、介護サービスに携わる職員として自らの行動を律し、利用者の尊厳を大切にしたい支援に努める。

(2) 利用者支援の充実

- ア 利用者情報を多職種間で共有できる記録ツールを活用し、利用者のケアプランの確認や日々の介護の実践や評価を重ねながら、その機能向上を図る。
- イ 様々な感染症の影響で制限が生じてしまう生活や季節行事について、フロア毎の開催や、利用者個々の希望に応じたイベントの実施等、今までの形態にこだわらず、日々の感染症への対策を講じながら余暇活動の充実に取り組んでいく。
- ウ 利用者に安心して安全な生活の場を提供できるよう、様々な感染症の拡大防止や介護事故防止及び有事等への対応力強化をはかっていく。
また、福祉器具の更新や生活動作支援用具などの積極的な導入をすすめ、利用者及び職員にも負担の少ないケアを推進する。

(3) 職員・人材育成の充実

- ア 施設内・外の研修へ積極的に参加し、介護職員間で研修内容の共有化を図り、サービス向上に努める。
また、課内研修（さとまる講座）を活用し、日々のケアの課題解決や知識と技術の向上を図ると共に、特に感染症対策については演習等の学びの機会を増やしていく。
- イ 引き続きチューター制度の運用をすすめ、職員個々の職能や雇用条件に合わせた育成方法を見出すため、職員育成制度をブラッシュアップし人材の定着にも繋げていく。
また、職員が学びやすく働きやすい職場環境をつくり、職員個々が指導力とマネジメントスキルを学びながらキャリアアップにつながるよう振り返りをしていく。
- ウ 介護実習や体験学習など、関係教育機関と積極的に情報交換を行いながら福祉人材の育成に寄与し、魅力ある学べる職場づくりを推し進め、安定的な人材確保に繋げる。

(4) 利用者家族との連携

令和7年度も引き続き、感染症対策等を講じた上での面会方法を再検討し、利用者家族と情報交換が綿密に行える機会として活用する。また、利用者が家族と過ごす時間を大切にしながら、利用者の心身状態や日々の生活等必要な情報共有を図り、連携強化と信頼関係の構築に繋げる。

3 高齢者在宅サービスセンター

(1) 通所部門

ア 円滑な在宅生活を継続するための支援

ちょうふの里の特色である理学療法士が行う機能訓練を提供することで、在宅生活の継続に繋がるプログラムを強化し、心身の状況悪化防止と機能向上に努める。認知症の人には落ち着いて過ごせる環境を提供し、五感を意識した活動を進めていく。

また、在宅での入浴が困難な利用者に安心して安楽な入浴を提供することで、健康保持や清潔を促進し、家族の負担軽減に繋げていく。

利用者の状態変化に合わせて、それぞれの業務体制や業務内容を見直していく。

イ 職員育成の強化

施設内外の研修に参加し、職員の介護への気づきを促すとともに、介護技術の標準化を図りながらより良い介護方法を模索していく。

ウ 感染対策への対応

新型コロナウイルスの感染は落ち着きつつあるが、インフルエンザ等と同様に感染の拡大が確認されている。引き続き感染予防対策の変化に対応しながら、利用者が安心して安全に活動ができるよう感染予防の励行に努めていく。

エ 家族支援の拡充

家族会や絆の会を開催し、家族間での情報交換と日頃の不満が解消できる場を提供していくことで、家族の精神的負担の軽減を図っていく。

オ 安心・安全の配食と安否確認の実施

引き続きアレルギーや食中毒には十分注意を払い、多様化する食種への要望についてもきめ細かな聞き取りをした上で、安心して食べられる食事を提供する。

また調布市の配食事業は安否確認に重きを置いていることを再度、関係機関への周知に努めていく。

(2) 短期入所部門

ア 利用者援助の充実

利用者や家族の意向を可能な範囲で尊重しつつ、利用者の立場に立った介護計画書の作成をし、計画に沿った良質かつ適切なサービスを提供する。また、利用者の状況変化に合わせ、利用期間内でもその都度介護計画書を見直し、より実態に即したサービスを提供する。

イ 人材確保と育成

人材不足の中で利用者が安心、安全に利用できるよう、必要な人材を確保し、職員の安全、安心な労働環境を整備する。また、体系的な研修の機会を確保し、必要なスキル・意識を習得できるよう計画的に取り組む。

ウ 感染対策

施設において感染症や食中毒の発生及びその蔓延が起こらないように、感

染症への正しい知識・情報を収集し、利用者が安心、安全に利用できる環境整備や感染予防策の強化に努める。

エ 安定した事業運営

各居宅介護支援事業所へ空所案内をすることで、新規利用者の獲得や空床の案内に努める。また、居宅介護支援事業所と常時連絡を取り合いながら継続利用に結び付けていく。

4 地域支援課

(1) 地域包括支援センター

ア 総合相談支援業務の充実と相談窓口の認知度の向上

高齢者やその家族が相談や情報提供を受けられる総合相談窓口として、多様化する相談に対応できるよう「包括的・継続的ケアマネジメント」「虐待防止・権利擁護」「介護予防支援」「認知症支援・医療福祉連携」についての知識を高め、わかりやすい説明を実施する。また、身近な相談先としての認知度の向上に努める。

イ 多職種との円滑な連携と体制づくり

「みんなで支え合う、誰一人取り残さない、ともに生きるまち」に向けて、「地域ケア会議」「Aゾーン会議」を企画・開催し、地域課題を抽出する。

また、地域の様々な年代に向けて、認知症サポーター養成講座や見守りさん養成講座を開催し、高齢者や介護者が孤立することなく、支え合える地域づくりを推進する。

「多問題ケース」の家族支援について、福祉圏域別専門職等ネットワークの活用や医療・福祉機関の専門職連携のオンラインも活用し強化する。

(2) 居宅介護支援事業所

ア 地域から信頼されるケアマネジメントの実施

公施設、地域包括支援センターに併設の居宅介護事業所として、地域の高齢者が住み慣れた自宅・地域で自立した生活を継続できるように、質の高いケアマネジメントを実践していく。

また、地域包括支援センターとの連携により、他の居宅介護支援事業所では受け入れにくい区分変更申請の利用者や様々な理由から短期支援となる利用者等を積極的に対応し、地域から信頼される事業所を目指す。

イ 介護支援専門員の質の向上

介護支援専門員一人ひとりが利用者の支援に必要な知識や情報収集に努めるとともに、取得している特定事業所加算Ⅱに必須の研修会や勉強会に積極的に参加していく。

また、毎週開催している「ケアマネ会議」において、全体の確認・共有を行い、より質の高い支援を目指す。

(3) 訪問介護事業所

ア 自立支援を基本とするサービスの提供

利用者自身が納得できる在宅生活を送れるように、自立支援を基本としたサービスの提供に努める。そのため、月に一度開催しているヘルパー会議を活用して必要な情報を確認・共有していく。

イ 経営の安定

身体介護支援の積極的な受け入れにより、収支アップを図るとともに、ヘルパー同士の意見交換の場を定期的に設けて、不安や不満の解消に努める。

また、運営状況に応じた空き情報を迅速に居宅介護支援事業所に提供し、更なる新規利用者の取得に努める。

V こども統括室

第1 基本方針

調布市では、市民サービスを提供する主体の見直しに取り組むなか、官と民との役割分担のもと、これまで調布市が運営してきた保育園、学童クラブ及び児童館について、民間委託が進められている。

調布市からの依頼をうけ本法人では、これまで多くの学童クラブなどの放課後児童部門における運営を受託してきた。また、さらなる事業拡大に対応するため、保育園・放課後児童部門を統括するこども統括室を令和6年4月1日に設置した。

令和8年4月には、調布市立宮の下保育園（以下「宮の下保育園」という。）の公私連携型保育所への移行に伴い、本法人にて新たな保育園（以下「新園」という。）を設置・運営する。そのため、宮の下保育園の園児への影響が最小限となるよう、宮の下保育園における保育内容やノウハウを継承するとともに、遅滞なく新園を開設できるよう、準備を進めていく。

上布田保育園及び調布なないろ保育園については、それぞれの園の特色を活かしたうえで、保育の内容及び職員の資質向上に向け連携して取り組む。

学童クラブ、児童館及び放課後子供教室については、事業拡大が続いている中、令和7年度に調布市立東部児童館学童クラブを先行受託、令和8年度からは調布市立東部児童館を受託運営することになっているため、調布市と連携し進めていく。

第2 重点事項

1 新園開設・運営に向けた取組

(1) 新園建設

新園の建設にあたっては、令和6年度に実施した基本設計を踏まえ、園舎・園庭等の設えを確定する必要があることから、引き続き、保育園職員を中心に議論し、開設に向けた準備を滞りなく実施する。なお、保育園の建設にあたっては、国、東京都及び調布市の補助金を活用することから、調布市と密に連携を図り、令和8年4月の開設に向けて取り組む。

(2) 調布市との連携（保育内容等）

宮の下保育園の公私連携型保育所として新園を開設するため、令和7年度は、事前引継ぎ等を目的として本法人から宮の下保育園へ職員を派遣する。

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって、極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。そのため、令和8年度からの新園運営にあたっては、本法人の保育方針等に加えて、宮の下保育園でのノウハウやこれまで公立保育園として実践し積み上げてきたことを継承しつつ、これからの時代に見合った保育園とすることが必要であることから、調布市と連携し、引

継ぎに向けた準備を滞りなく実施する。

(3) 職員体制の充実

令和7年度は本法人から宮の下保育園への職員派遣、令和8年度以降の新園における運営体制を考慮すると継続的な職員採用が必要となる。なお、新園は、新規採用者だけでなく、上布田保育園及び調布なないろ保育園からの人事異動が必要となることから職員体制強化に向けた取組を進めていく。

2 施設（保育園）間の連携

(1) 職員の資質向上

保育園は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人ひとりの職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図る必要がある。

また、令和8年度から本法人が運営する保育園は3園となることを踏まえ、これまでの2園体制とは異なり、活発な人事異動、職員間の交流が重要となる。

そのため、本法人内の保育園では同様の保育サービスが実施できるよう、保育理念、保育内容の統一や施設間のマニュアルの共有等について検討していく。

(2) 専門性の向上

保育士等が、本来の保育の仕事に注力できるよう、各保育園における業務内容や役割分担、保育士等の働き方といった職場のあり方を見直し、改善する取組を支援する。また、各保育園における職種別の業務課題の把握及び解決に向け、情報交換会などを含め両園の連携を強化する取組について検討していく。

3 放課後児童部門

(1) 調布市立東部児童館の受託に向けた取組

ア 東部児童館学童クラブの先行受託

令和7年度は、調布市立東部児童館学童クラブを先行受託することになっていることから、これまで本法人が積み上げてきた児童対応のノウハウや行事・イベントの企画力、さらには本法人の特色を活かしながら安全・安心な学童クラブの運営に努める。

イ 東部児童館受託運営に向けた準備

令和8年度からの東部児童館の受託運営に向けて、これまで法人が培ってきた経験やノウハウ、本法人がすでに運営する児童館における課題等を整理し、東部児童館の受託運営に向け、準備を進めていく。

(2) 各施設間の連携強化

本法人が運営する学童クラブ、児童館及び放課後子供教室において、各施設間における情報共有を図るとともに、安全・安心な施設運営に向けて、施設間の連携強化に努める。

VI 上布田保育園

第1 基本方針

令和8年度から、調布市立宮の下保育園が公私連携型保育所へ移行することに伴い、本法人が新たな保育園を設置・運営することとなり、こども統括室を中心に準備が進められている。法人で運営する保育園が3園となるにあたり、子どもたちにとって最適な環境や保育内容について職員で考え、意見を出し合う日々を送っている。

上布田保育園では、自らの保育を振り返りながら原点に立ち戻り、子どもにとって最善の利益を追求するために必要なことを再確認する機会となっており、保育の質の向上に繋がる好機と捉えている。職員一人ひとりの視野の広さ、主体的な取り組み、意識の高さも必要とされ、さらなる成長と発展を目指して取り組んでいく。

また、今後の人事異動に備え、調布市内外の保育園の職員との情報交換や合同研修を実施し、交流を深めながら保育理念の共有と保育内容の理解を推進する。

さらに、少子化が進み、調布市内の保育園でも欠員が目立ち始める中、「選ばれる保育園」を目指していくために、園の強みを強化していくことが求められている。園庭改造計画を継続しつつ、豊かな育ちに繋がる環境整備を進めるとともに、園の特色である「たて割り保育」の中で、子どもの心がどのように育ち、生きる力へと結びついているかを検証し、さらに深めていく。

第2 経営目標

子どもたちの安全を確保するために、日々の保育の中でのヒヤリ・ハット事例を各クラスから報告し、乳児会議、幼児会議及び職員会議で検証・改善することで、安全な環境を整備し、アクシデントの減少を目指す。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) ヒヤリ・ハット事例の抽出、検証 | 週1回 |
| (2) 改善に伴う環境整備 | 随時 |

第3 重点事項

1 中期経営計画への取組

中期経営計画に基づき、子どもの育ちを促す環境の整備、修繕計画の遂行、保育の質の向上を目指した職員育成などに計画的に取り組む。運営会議等で進捗状況を確認し、施設長、主任、副主任を中心に推進していく。

2 子どもの豊かな育ちに繋がる保育を目指す

子どもたちの「やってみたい」という意欲を生み出す環境作りに取り組む。子

どもが夢中になって遊び、さまざまな人と関わり対話を重ねる中で、感性豊かな遊びが広がり、深まっていくよう支援し、豊かな経験の積み重ねを育ちへと繋げる。

- (1) 異年齢の関わりを大切にし、豊かな育ちを支援する。幼児クラスでは、たて割りグループごとに年間の育ちの目標を明確にし、異年齢活動の充実を図る。

乳児クラスでは、日常の生活の中で異年齢との関わりを大切にし、お互いの成長を促す交流を行う。

- (2) 食育目標である「食べることは生きること、丈夫な身体と心を作ること、命を育み五感を豊かにする」を軸に、食育活動や調理保育に取り組んでいく。

前年度に新設した畑を活用し、子どもたちとともに野菜を育て、収穫した野菜を使った調理保育を行うなど、日常の保育の中で生まれる食育活動に重きを置き、計画的に取り組む。

- (3) 子どもたちの主体的な遊びが深まり、育ちに繋がる室内環境の整備に取り組む。子どもの目線に立ち、遊びが発展するために必要な道具やさまざまな素材を見やすく、わかりやすい配置で整理整頓し、遊びに没頭できる環境を整える。

また、子どもの動線や継続的な遊びが保障できる場を考慮し、室内環境整備計画を作成する。

3 子どもを真ん中に、保護者や職員が語り合える関係作り

子どもたちが健やかに育つために、職員と保護者が肩を並べて子育てに向き合い、育ちを共有できる場や機会を提供していく。

また、保護者同士が繋がることで、それぞれの子育てが孤立せず、お互いを支え合えるネットワークを構築するサポートに力を注ぐ。

- (1) 行事や懇談会、保育活動への参画等を通じて、保護者との信頼関係を構築していく。子どもたちの豊かな育ちについて共に考え、取り組みながら、子育ての楽しさや喜びを共有していく。
- (2) 保護者同士や家族同士が知り合い、関わり合う機会を提供し、子育て仲間が繋がることで、子育ての悩みを相談し合い、支え合う関係作りをサポートしていく。
- (3) 保護者に対し、子どもの遊びからの学びや育ちについて、日々の配信やおたより、ドキュメンテーション等を通じて分かりやすく伝える。保護者にとって、開かれた保育、見える保育、伝わる保育、参加する保育を目指していく。

4 職員がお互いを尊重し合い、ゆとりを持った職場作り

保育環境や子どもの育ちについてじっくりと話し合える場を保障し、年齢や経験、職種を超えて、それぞれの考えや思いを語り合う環境を整えていく。

また、職員のノンコンタクトタイムや休憩時間の確保を目指し、職員一人ひとりが心身ともにゆとりを持ち、子どもたちに向き合うことができる職場を目指す。

- (1) 子どもの最善の利益について語り合える場を計画的に設置する。業務の見直しや必要に応じた人員配置を行い、ノンコンタクトタイムと休憩時間を職員同士がお互いを尊重し、協力し合いながら確保していく。
- (2) 園内研修、調布なないろ保育園との合同研修、外部研修を通じて、職員それぞれの視野を広げ、自園の保育や保育環境の整備に役立てていく。職員会議や園内研修では職員同士の語り合う場を多く設け、子どもの育ちへの共感や保育での一体感を味わう経験を積むことで、職員の同僚性を高めていく。
- (3) 非常勤職員のクラス・グループ会議や研修への参加を促し、職員が一体感を持って仕事に向き合える職場作りを目指す。

Ⅶ 調布なないろ保育園

第1 基本方針

調布なないろ保育園では、コロナ禍での苦難を未来に活かす取組として、子どもの健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、子どもの最善とは何か、こどもにとっての、よりよい保育園でのくらしとはどんなものなのか、職員一人ひとりが常に考え、問題意識をもって取り組むとともに、これまでも理想の保育や働きやすい職場づくりなどについて、職員全員で改善に向けて取り組んできた。

また、令和6年度には、他の社会福祉法人が運営する認可保育園へ全職員が見学に行き、他園と自園を比較することで、保育の課題等への共通理解を深めるなど、保育園での子ども達と職員とのくらしを見直し、保育園全体で保育の質の向上を図るための取組を実施してきた。これらの取組を踏まえ、令和7年度は、「みんなと一緒に、みんなが楽しい」保育園運営を目指し、職員一人ひとりが意識し取り組むとともに、保護者、地域の方々と一緒に保育園運営を行っていく。特に保護者とは、子どもの育ちを共有し、共に喜びあい、一緒に子育てをしていく仲間として、関係を深める取組を継続して実施する。

さらには、子ども達一人ひとりが望むリズムで園生活を送ることができるようにするとともに、保育士をはじめとした全ての職員と子ども達が一体となった園運営が実施できるよう取り組んでいく。また、令和7年度には、これまで以上に子ども達が進んで戸外へ出て遊びが充実できるように、縁庭（※調布なないろ保育園では園庭を縁庭と表記する。以下同様）改修を予定している。

なお、縁庭については、令和6年度の園内研修を通し、1年間かけて議論した内容に加えて、子ども達の願いや想いも大いに反映させ、調布なないろ保育園で過ごす全ての人が、幸せに過ごせる形を見出した縁庭となるよう改修するとともに、改修後の子ども達の育ちについて、じっくりと検証していく。

令和8年4月には、本法人で新園を運営する予定であることに伴い、これまでと異なる規模での人事異動が想定される。そのため、調布なないろ保育園に通う子ども、保護者はもちろんのこと、職員にとっても安定した保育園運営が継続できるようにするとともに、新園の開設に向けて関心を持ち、職員一人ひとりが、課題の共有、進行状況の把握に主体的に取り組むよう意識の醸成に努めていく。

加えて、本法人内の職員同士で交流を図り、法人内のそれぞれの園における保育を盛り上げていくため、共に学び合い、共に学び続ける職員集団となるよう、職員が一丸となり、切磋琢磨しながら子どもと向き合っていく。

第2 経営目標

(1) 同僚性の保持

ア 内容

これまで築き上げてきた保育の質を継続していくことを目指し、調布なない

る保育園のチーム力を今後も維持していくための園内研修の実施

イ 上記を達成するための目標（指標）

年間12回実施の園内研修のうち3回以上実施

(2) 人材確保と育成

ア 内容

新規採用者に対するOJT、役割等級に応じた人材育成

イ 上記を達成するための目標（指標）

年間で5件以上キャリアアップ研修を受講

第3 重点事項

1 中期経営計画の取組

令和7年度は中期経営計画の最終年次であることから、計画に位置付けた取組の進捗状況を確認し、未達成の事項がないよう職員会議等において共有することで計画達成に向けた取組を実施する。

また、取組状況については、定期的に保護者へ情報提供するとともに、第三者評価を受審し、結果を広く開示するなど、外部からの意見・助言を取り入れ、より円滑な保育園運営へ向けた取組を継続する。

2 生きる力を活かしていく保育の実践

乳幼児期の丁寧なおとなの関わりは、人として成長していく上でとても大切にしたい過程であり、子どもの権利条約で謳われているように、子ども達の人権を守っていくことは保育園運営において最優先課題として取り組んでいかなければならない。毎日の保育の営みの中で、子ども達の想いを受け止め、且つ職員との対話を大切にし、お互いの想いを寄せ合い「共主体」で営む保育を実現する。その上で、日常の遊び・生活の場面でこれまで経験を積んできたことを活かし、より意欲的に園での活動に参加できる場を作り、子ども達自身が「生きる力」を発揮できる保育を目指す。

(1) 遊びと暮らしを見直す保育実践

様々な年齢の子ども達が共に生活する場である保育園の環境を生かし、異年齢間での子ども同士が交流することで、子ども達がより多様な体験を得られることが期待される。

調布なないろ保育園では、これまで年齢の枠を超えた保育を積極的に実施してきた。令和7年度はこれまでの取組に加えて、複数の友達と遊ぶことができるコーナーの設置や、子どもの動線などに配慮することで乳児と幼児との関わりが自然と促されるような環境となるよう工夫していく。

また、3歳児以上児においては、保育時間によって午睡を必要とする子どもと必要としない子どもが混在するため、発達過程に合わせて、子ども一人ひとりが自分のリズムを整えていけるように午睡の在り方について保護者にも相

談しながら方法について検討していく。

(2) 保護者・地域との共同的な保育運営

保護者が保育や園行事に積極的に参加してくれるような関係性をお互いに育んでいくため、これまで実施してきた「保育参加」、「保育講座」、「お父さん集まれ」、「お母さん集まれ」等の取組を令和7年度も引き続き実施していく。

また、定期的実施している「おつかフェ」、「七色亭おつかカレー定食」、「福服縁結び」、「どうぞのくつ」に加え、令和6年度は保護者の意見を元に「ワンコインカット」を企画・実施し、大変好評であったため、令和7年度においても継続して実施する。また、新たな保護者参加のイベントも企画しており、保護者を巻き込みながら、共同的な保育園運営を行っていく。

さらに、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できるよう、定期的な縁庭開放や、0歳児交流などの地域交流事業の実施を通じて、地域の中での保育園の役割を認識し、地域と関わりを深めることで、「地域に支えられ、地域を支える保育園」として、子育て支援に向けた取組を継続していく。

(3) 人と共に育む縁庭の改修

令和2年度に、それまでの子ども達の戸外での遊びや過ごし方の課題を職員間で洗い出し、その上で子ども達の丈夫な身体作りを目指し、また、おとなの決めたルールの中でだけでなく、子ども達自身が工夫して縁庭遊びの環境づくりに関わって行けるようになって欲しいという思いから、縁庭の一部を改修した。一方で、縁庭の北側に保育園開設時からの未改修部分が残ることから、さらなる子どもの健やかな身体の育ちの促しと、遊びの中での興味や関心の広がりを意識し、令和7年度中に改修する。

3 職員の資質向上

(1) 保育の質の向上を目指した研修参加

令和6年度に、調布なないろ保育園で目指す理想に近い保育を実践している他の社会福祉法人が運営する認可保育園へ研修目的で見学したことで、職員間で保育の課題等への共通理解や協働性を高めることができた。

令和7年度については、職員間の共通理解をさらに深めるとともに、保育の質の向上を図るため、複数名で保育ドキュメンテーションをテーマとした研修に参加するとともに、内容を園内研修などで共有し保育の「見える化」に向けた取組を実践していく。

(2) 合同研修の実施

本法人内の上布田保育園との交換研修については、令和6年度からこれまでの半日から1日に延長し実施することで、よりお互いの保育を深く知る機会となった。令和6年度の研修内容を踏まえ実施方法を協議し、令和7年度も継続して実施する。

また、年代別や役割、職種別など、両園の職員が集まり、意見交換や合同研修会を開催するなど、課題の共有や、職員の交流を深めるとともに、自園の保育実践に活かしていく。

※ 調布なないろ保育園では、令和5年度から「園庭」を「縁庭」と表記している。これは、令和2年度の改修後、園庭を拠点として園児や保護者、また地域の方が集う場所として発展していくよう「ご縁が繋がりますように」との願いを込めている。なお、現在では、職員だけでなく、保護者や地域家庭にも浸透している。

Ⅶ 放課後児童部門

第1 基本方針

1 学童クラブ

法人が培ったこれまでの経験と、子どもたちへの育成実績を踏まえ、以下の3つの年間育成目標を掲げ育成支援を行うとともに、各学童クラブの特色や環境に合わせた重点事項及び月間目標を定め、保護者や地域の関係団体等との良好な関係を築きながら、円滑な運営に努める。

〈3つの育成目標〉

- (1) 基本的な生活習慣を身につけ、自分で考え行動する
- (2) 集団生活の中で社会性を身につける
- (3) 育成を通して様々なことを感じ、考え、それを自己表現する

2 児童館

調布市児童館のあり方検討委員会報告書（平成29年3月策定）に掲げる児童館の将来像「地域に住む子どもや大人の誰もが気軽に自由に集うことができ、遊びの価値を発信し、切れ目なく子どもたちの心身の育ちを支援できる児童館」の実現に向け、これまで本法人が積み上げてきた児童対応のノウハウや行事・イベントの企画力、更には本法人の特色を生かしながら、幅広い世代の方が交流できる場を提供し、遊びの価値や児童館の魅力を積極的に発信していく。

令和6年度から受託した多摩川児童館の円滑な運営を図るため、引き続き児童館の設置主体である調布市と密に連携を図るとともに、施設の歴史や伝統を引き継ぎつつ、地域とのつながりや信頼関係を構築していく。

3 調布市放課後子供教室事業「あそびバ」

放課後の学校施設等を利用して、異なる年齢の子どもたちが自由に遊びながら交流を図り、安全に安心して遊べる居場所となるよう職員の質の向上に努め、安定した運営を行う。

また、子どものやりたい遊び・体験として募集したものをプログラムに取り入れるとともに、地域のボランティア及び外部専門人材等を活用したプログラム、学童クラブや近隣の児童館等と連携したプログラムの実施を通して、子どもたちが社会性や創造力を養うための場となるように努める。

放課後児童部門では、社会環境の変化により、子どもたちの価値観や生活スタイルが多様化している中で、それぞれの施設が、子どもの意見や子どもたちの「居たい・行きたい・やってみたい」と思うことを尊重し、安全・安心に、楽しく、自由に遊び、交流できる居場所の提供に努めるとともに、職員一人ひとりが子どもの人権に対する意識を持ちながら、保護者と共に子どもたちの成長に寄り添った支援を行う。

第2 経営目標

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする中期経営計画の最終年度にあたる令和7年度は、放課後児童部門として掲げる経営戦略を実現するため、行動計画に位置付けた取り組みを更に推進する。

また、下記の表のとおり、各施設における子どもたちのケガの発生を最小限に抑えることを目標に、引き続き、安全で安心な管理運営に努める。

年間延べ利用人数	施設名	受診件数目標
10,000 人未満	若葉小学校、多摩川小学校、富士見台小学校、石原小学校、第三小学校、飛田給小学校の各放課後子供教室事業、多摩川児童館子育てひろば	3 件以下
15,000 人未満	多摩川小学校学童クラブ、あおば学童クラブ、東部児童館学童クラブ、第三小学校学童クラブ、多摩川児童館	4 件以下
20,000 人未満	かみいしわら第1・第2学童クラブ、なないろ第1・第2学童クラブ、わかば学童クラブ、多摩川児童館学童クラブ	5 件以下

第3 重点事項

1 学童クラブ

(1) 安全・安心な学童クラブ運営

ア 事故やケガの防止と対応

各施設で記録した日々のヒヤリハット事例等をもとに受傷状況などを月ごとに集計、分析を行い、全施設で共有しながら予防策を話し合うとともに、きめ細かな環境整備や注意喚起を行い、事故やケガの防止策構築に活用する。

併せて、施設で起こりうるアクシデント（誤嚥事故や嘔吐等）の発生時に迅速な対応ができるよう、各種マニュアルに基づき訓練を行う。

イ 避難訓練等の実施

緊急時等対応マニュアルに基づき、年間を通して、様々な状況を想定した避難訓練及び防犯訓練を適宜実施する。実施する訓練については、必要に応じて内容の見直しを行い、緊急時に迅速な対応ができるようにしておく。

また、市町村や学校関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する共有に努める。

ウ 定員を超過した児童の受入れ（暫定定員及び緊急定員）

市の待機児童対策として実施している定暫定員及び緊急定員については、児童が安全で安心して過ごせるよう職員配置について市と協議を行うとと

もに、人材の確保に努める。

また、必要に応じて施設環境・育成内容の見直しを行うとともに、見直した事項については全職員へ確実に周知し、利用する全ての児童に対して適切な支援を行う。

(2) 施設間の連携

法人が運営している老人福祉施設や保育園をはじめ、各施設の近隣に所在する社会福祉施設と連携して世代間交流の機会を設け、高齢者や園児等と直接触れ合う体験を通して子どもたちの「思いやりの心」を育むとともに、地域社会に対し、学童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。

学童クラブとあそびバの共通行事の実施にあたっては、子どもたちの意見を踏まえ、企画段階から、両施設の職員による意見交換等の場を設け、連携して事業を実施する。

(3) 育成支援内容の充実

子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。

また、行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。

(4) 中期経営計画の取組推進

中期経営計画最終年度に当たり「サービスの質の向上」「人材の育成・確保・定着」「業務の効率化」「新拠点の受託」の4つの行動計画テーマそれぞれに掲げる年度別計画の取り組みを推進する。

その中でも特に、「業務の効率化」については、各マニュアルを有効に活用し、統一した手順に沿って効率的な施設運営を図り、業務負担の軽減に繋げる。

(5) 各学童クラブの重点事項

ア なないろ第1・第2学童クラブ

(ア) 様々な活動や行事を通して、集団生活の中から自分の役割を見だし、子どもたち一人ひとりがお互いを認め合い、社会性を身につけられるよう導く。

(イ) 家庭や学校との連携を図りながら、児童一人ひとりの成長や変化を職員全体で共有し、子どもたちが安心して過ごせるよう意識し、育成を行う。

イ わかば学童クラブ

(ア) 様々な活動を通して、上級生が下級生の良き手本となり、お互いを認め合い、思いやりをもって過ごすことができるよう導く。そのために、職員は児童一人ひとりの個性を理解し、信頼関係を築いていく。

(イ) 職員一人ひとりが必要な知識と技能の向上に努めるとともに、職員間での情報共有を徹底し、質の高い支援を行う。

ウ かみいしわら第1・第2学童クラブ

- (ア) 子どもたちが、集団生活や遊びを通して、思いやりを持って自分の気持ちを言葉で伝えられるよう支援するとともに、お互いを尊重し合い、子どもも自身が望まれて存在していることを実感できるよう、職員一人ひとりが意識して育成を行う。
- (イ) 家庭や学校、近隣学童クラブ、放課後子供教室事業等、子どもが関わる関係施設と連携を図り、児童が安全に過ごすことができるよう登降室時の交通安全指導や行事等による学びの場を提供する。
- (ウ) 子どもたちが自分自身で考え、発言し、実現に向けて行動できるよう職員は育成室の環境を整えたとともに、子どもの声を聞き逃さず手助けできるよう日々スキルアップ努める。

エ 多摩川小学校学童クラブ

- (ア) 子どもたちが遊びや生活を通して、必要となる基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援方法や行事を考えていく。また、学年に応じた役割を担わせることにより、異年齢の子ども同士がお互いに助け合い、尊重し合える関係づくりを行う。
- (イ) 職員間の情報共有を徹底し、保護者の理解と協力を得られるよう努め、子どもたちが安心して過ごせるよう配慮する。また、関係機関とも連携を図りながら、様々な視点をもち風通しの良い施設づくりを目指す。

オ あおば学童クラブ

- (ア) 職員が連携して一人ひとりの子どもの発達状況や家庭環境を把握し、その思い（子どもや保護者の気持ち）を受け止めることで、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりをする。また、集団生活を通して基本的な生活習慣を身につけ、倫理観や他者を思いやる気持ちを育む。
- (イ) 地域や近隣施設との関わりを大切にし、子どもたちが様々な体験や世代交流する機会を設けるとともに、地域に開かれた学童クラブを運営する。

カ 第三小学校学童クラブ

- (ア) 職員は、集団生活の中で求められる配慮や守るべき決まりを児童に伝え、誰もが安心できる居場所づくりに努める。また、児童が感じたことに共感しながら寄り添い、多様な価値観を認める関わりを大切にする。
- (イ) 関係団体や近隣施設と連携し、地域との繋がりを深めながら多面的な育成支援を実践することで、保護者との確かな信頼関係を築く。

キ 多摩川児童館学童クラブ

- (ア) 様々な活動や日々の遊びを通して、お互いの個性を尊重し、人を思いやる気持ちを大切にできるよう、また、集団生活の中で自ら取り組む力を身につけられるよう、職員が寄り添い支援する。
- (イ) 児童館併設学童クラブの良さを活かし、児童館行事に積極的に参加できるよう促す。様々な体験を経て「遊び」の選択肢を増やし、意欲的な気持ちを育む。

ク 東部児童館学童クラブ

- (ア) 子どもたちが主体となって、日々の生活や遊びや行事等に関わっていく学童クラブ運営を目指すとともに、子ども達一人ひとりが生き生きと過ごすことができる環境を構築していく。
- (イ) 公設民営の学童クラブとして、児童や保護者がこれまでと変わらず安心して利用できる環境づくりに努めるとともに、児童館職員との連携を密にし、児童館事業にも積極的に参加することにより、児童館併設学童クラブとしての利点を活かしていく。

2 児童館

(1) 安全・安心な児童館運営

ア 施設運営

調布市や染地児童館（基幹館）を中心として他児童館と連携し、公立児童館が作り上げてきた歴史と伝統を大切にするとともに、法人が培ってきた経験やノウハウを基に、地域の子どもたちや子育て中の親子が気軽に集える場となるように努める。

また、子どもたちからの意見聴取を積極的に行い、利用ニーズを把握するとともに、聴取した意見は各関係機関や地域団体と連携し、できる限り実現できるように努め、地域に根差した子ども・子育て支援の拠点となるようにしていく。

子どもたちの育ちや安心・安全な環境づくりを支援するとともに、児童館活動を通して、様々な遊びや居場所を提供し、切れ目なく子どもたちの心身の育ちを支援できる児童館となるよう努める。

イ 緊急時への備え

緊急時対応マニュアルに基づき、地震や火災等の避難訓練や不審者対応訓練等を適宜実施するとともに、多摩川児童館は河川の氾濫等による浸水想定区域となっているため、水害による避難についても非常時の対応に備え、訓練を実施する。

また、AEDの設置場所を把握するとともに、使用方法について基本的な操作等ができるよう普通救命講習を実施する。併せて、食物アレルギーや嘔吐等の処置訓練を適宜実施する。

ウ ヒヤリハット事例の共有

ヒヤリハット事例を記録し、発生したケースは職員間で共有し、職員の安全に対する意識をより一層高めるようにしていく。

また、予防策を検討し、改善策やそれに伴い変更した施設ルール等は職員間で共有するとともに環境整備や注意喚起を行い、重大事故防止に努める。

(2) 近隣施設との連携

ア 地域におけるネットワークづくり

児童館内の活動に限らず、「出張児童館」を実施するなど、地域に積極的に関わることで、顔の見える関係性を構築し、地域で子どもの育ちや子育てを支え合うネットワークづくりに取り組み、0歳から18歳まで切れ目なく子ども・子育て世代を支える地域の環境づくりを行う。

イ 課題の発生予防・早期発見

地域の身近な児童福祉施設として、虐待、不登校、見えない貧困など、課題の発生予防・早期発見の役割を担うとともに、困難を抱える子ども・若者を支援するため、地域や関係機関と連携しながら、適切な支援ができる体制を構築する。

(3) 子育てひろば

ア 子育て家庭に対する相談・援助

子育て中や妊娠中の方を対象に「心豊かに健やかな子育て」を支援するため、専門相談員や助産師による子育てに関する相談を実施し、子育てに対する不安の解消を図るとともに、子どもの健全な育成を支援する。

イ 親子の居場所・子育て家庭の交流の場の提供と促進

乳幼児親子が楽しく遊び、気軽に集まれる交流の場を提供し、育児不安や孤立した子育ての解消に努める。

また、子育て中のストレスを軽減、仲間づくりの手助け、親子のふれあいのきっかけ作りのため、子育て講座等を行う。

ウ 地域の子育て関連情報の提供

お便り等を活用して、活動内容を広く積極的に地域に向けて発信するとともに、保育園や学校、子ども家庭センターすこやか等と連携しながら、地域における子育て支援ニーズを適宜把握する。

また、乳幼児施設連絡会等の開催を通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、地域における情報を共有し、子育てしやすい環境づくりに努める。

(4) 中期経営計画の取組推進

中期経営計画に基づき「サービスの質の向上」「人材の育成・確保・定着」「業務の効率化」「新拠点の受託」の4つの行動計画テーマそれぞれに掲げる年度別計画の取り組みを推進する。

3 放課後子供教室事業「あそびバ」

(1) 安全・安心な「あそびバ」運営

ア 開設時間の延長に伴う対応

令和6年度に引き続き、4施設で試行的に開設時間の延長を行うが、令和7年度は3施設（若葉小学校あそびバ・多摩川小学校あそびバ・第三小学校あそびバ）に変更はなかったが、富士見台小学校あそびバが中止となり、新たに石原小学校あそびバで実施することになる。職員体制を整え、市と連携しながら、児童が安全で安心できる居場所の提供に努めていく。

イ アクシデントシート及びヒヤリハットシートの活用

毎月実施している各施設の職員会議においてアクシデントシート及びヒヤリハット事例を共有し、大きな事故やケガを未然に防ぐ対策を講じるとともに、日頃から職員がヒヤリハットに気付けるよう意識づけを行う。

また、子どもの目線で危険な場所や行動範囲等の再確認を行い、予防策を講じるとともに、利用人数が大幅に増加する保護者会時等においては、小学校と連携し、事前のスケジュール確認及び適宜職員の加配を行い、児童の安全を確保する。

ウ 緊急時対応への備え

緊急時等対応マニュアルに基づき、地震や火災等の避難訓練や不審者侵入対応訓練、食物アレルギー対応訓練等を実施し、非常時の対応に備える。

特に、近年の大型地震発生を受け、施設内において家具等の転倒や高い位置からの物品落下がないか点検を実施し、必要に応じて対策を講じる。

また、AEDの設置場所を把握し、基本的な操作等ができるよう講習等を受講するとともに、基本的な応急救護についての対応方法等を職員間で確認・共有する。

(2) 「あそびバ」の認知度・利用率の向上

令和6年度に実施された「未就学児体験会」に続き、令和7年度もイベントを通じて「あそびバ」が放課後の居場所として認知されるよう市と連携して取り組む。近隣保育園への広報、児童館イベント協力等により、事業の認知度を向上させる。

学童クラブとあそびバの共通行事の実施にあたっては、子どもたちの意見を踏まえ、企画段階から、両施設の職員による意見交換等の場を設け、連携して事業を実施する。

また、児童一人ひとりが様々な体験や経験を通して、充実した時間を過ごすことができるよう、東京都の専門人材プログラムや民間企業の社会貢献活動等だけでなく、一体型である学童クラブとの交流会や、各施設職員によるイベント等を企画・実施していく。

(3) 職員の資質向上

ア 子どもの人権に対する意識啓発

放課後子供教室事業に携わる職員としての役割や社会的責任のほか、自らの言動や行動が子どもたちに与える影響の大きさについて、職員一人ひとりが日頃から意識するよう、子どもの人権擁護セルフチェックシートを活用し、自らの言動や行動を振り返る機会を設けるなど、子どもの人権に対する意識啓発につなげる。

イ 配慮を要する児童等への対応

配慮を要する児童等の利用にあたり、保護者をはじめ、学校や地域、関係機関と連携するとともに、職員それぞれが研修等に参加し知識の向上を図る。

また、毎月実施する各施設の職員会議において議題として取り上げ、情報の共有及び対応方法等に関する共通認識を図る。

(4) 中期経営計画の取組推進

運営マニュアルの読み合わせを実施するなど、業務の点検、現状確認を行うとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを行いながら、業務の標準化及び効率化に向けた取り組みを推進する。

令和 7 年度社会福祉法人東京かたばみ会事業計画

発行日 令和 7 年 3 月 2 7 日

発 行 社会福祉法人東京かたばみ会

住 所 〒182-0015

東京都調布市八雲台 1-5-5

T E L 0 4 2-4 8 4-8 5 5 1

F A X 0 4 2-4 8 4-8 4 1 1

E-mail yagumoen@oregano.ocn.ne.jp

U R L <http://www.katabamikai.jp/>
